

株 主 各 位

証券コード 7464
(発送日) 2025年 6 月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年 6 月 5 日
東京都文京区本郷五丁目25番14号
セフテック株式会社
代表取締役社長 岡 崎 太 一

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト第68回定時株主総会招集ご通知として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.saftec.co.jp/news.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セフテック」又は「コード」に当社証券コード「7464」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年 6 月26日（木曜日）午後 6 時までに当社へ到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年 6 月27日（金曜日）午前10時（受付開始:午前 9 時30分）
2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目 7 番 5 号
東京ガーデンパレス 3 階 「平安」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第68期（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役 4 名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◆ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◆ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◆ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◆ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしております。

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、継続的な物価上昇に伴う消費マインドの冷え込みの懸念などがあるものの、雇用・所得環境の改善やインバウンドの増加等があり、景気は緩やかに回復いたしました。一方、原材料やエネルギーコストの高止まり、不安定な海外情勢や米国の通商政策等のリスク懸念要素が多く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する工事用保安用品業界におきましては、国土強靱化5か年加速化対策による防災インフラや道路等の老朽化対策があり公共工事は底堅く推移し、民間工事も回復傾向が見られ堅調に推移いたしました。

一方、原材料費の高止まりや労務費上昇、人手不足が続き工事遅延や延期が見られました。加えて、市場獲得競争も一段と激しくなっており、厳しい環境が続いております。

この様な状況下、引き続き積極的な提案型営業とカメラやAI技術を取り入れた新商品の拡販、開発に注力し、また商品の仕入価格高騰の抑制とレンタル商品の適正な在庫配置に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,312百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。利益面につきましては、営業利益が354百万円（前連結会計年度比33.7%減）、経常利益は358百万円（前連結会計年度比34.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、229百万円（前連結会計年度比33.7%減）となりました。

当連結会計年度の品目別売上高は、下記のとおりであります。

品 目		金 額	構 成 比	前連結会計年度比
		千円	%	%
商 品 売 上 高	標 識 ・ 標 示 板	1,400,256	13.6	104.2
	安 全 機 材	614,928	6.0	103.4
	保 安 警 告 サ イ ン	649,470	6.3	101.1
	安 全 防 災 用 品	797,868	7.7	105.8
	そ の 他	1,129,738	10.9	98.5
小 計		4,592,263	44.5	102.5
レ ン タ ル 売 上 高		5,719,819	55.5	101.4
合 計		10,312,082	100.0	101.9

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は979百万円であり、その主なものはレンタル資産の購入・リース資産の取得、高付加価値商品のシステム構築であります。

この投資に係る資金につきましては、自己資金及びリース契約にて充当しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第65期 (2021年度)	第66期 (2022年度)	第67期 (2023年度)	(当連結会計年度) 第68期 (2024年度)
売 上 高(千円)	10,347,827	9,967,313	10,123,187	10,312,082
経 常 利 益(千円)	1,212,977	874,370	547,096	358,930
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	809,002	575,594	346,675	229,982
1株当たり当期純利益(円)	422.46	300.61	191.78	129.39
純 資 産(千円)	6,611,515	7,052,702	7,129,330	7,225,074
総 資 産(千円)	12,177,695	12,283,940	12,416,851	12,422,219

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、第65期(2021年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 東 阪 神	10,000千円	100.00%	土木建設用各種保安用品の製造・販売

(注) ㈱東阪神は、2025年2月20日に愛知フェンス工業㈱から商号変更しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかな回復基調が続くと予想されますが、米国の通商政策等による国際経済への影響が懸念されます。また、国内では物価高騰や金利変動動向も注視する必要性が高まっております。

当社グループが関連する工事用保安用品業界におきましては、公共事業関連予算は横ばいとなっており、防災・減災に関する工事等が堅調に推移すると予想されます。

一方で仕入価格は高止まりしており、労務費や物流コストの上昇や受注競争の激しさも増して厳しい状況となっております。

このような状況の中、当社グループはレンタル商品の回転率向上に注力し、全国流通網を活かし商品の迅速かつ効率的な提供ができるよう努力してまいります。また、顧客ニーズにあった商品開発を随時行い提案型営業を継続し、集中購買による仕入価格の抑制、効率的なレンタル投入を実施していくよう努力してまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、主として道路工事及び建設工事等におけるフェンス、バリケード等の工事用保安用品を仕入販売するとともに、当該商品のレンタル業務を行っております。

(6) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社 東京都文京区本郷五丁目25番14号

支店及び営業所

地 域	名 称	事業所数
北海道・東北	札幌支店・帯広営業所・旭川営業所・仙台支店 盛岡営業所・青森営業所・郡山営業所	7
関 東	関東営業部(東京営業所・西関東営業所・千葉営業所 埼玉営業所・北関東営業所・栃木営業所・東関東営業 所) 横浜支店	8
中部・西日本	名古屋支店・静岡営業所・松本営業所・大阪支店 岡山営業所・広島営業所	6
九州・沖縄	福岡支店・北九州営業所・久留米営業所・佐賀営業所 長崎営業所・熊本営業所・鹿児島営業所・沖縄営業所	8
計		29

② 主要な子会社の事業所

株式会社東阪神（東京都文京区）

小牧センター・熊谷センター・九州センター

(注) ㈱東阪神は、2025年2月20日に愛知フェンス工業㈱から商号変更しております。

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
380（32）名	7名減

（注）使用人数は就業員数であり、臨時社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
365（27）名	8名減	42.5歳	13.5年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,414百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	636百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	377百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 6,720,000株
- ② 発行済株式の総数 2,000,000株（自己株式224,648株を含む）
- ③ 株主数 1,558名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 裕 崎 興 産	553,840株	31.20%
岡 崎 勇	193,760	10.91
光 通 信 株 式 会 社	95,600	5.38
小 川 由 晃	48,000	2.70
吉 田 政 功	46,600	2.62
前 山 満	46,000	2.59
柿 沼 佑 一	44,000	2.48
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	38,400	2.16
安 本 雅 洋	36,700	2.07
セ フ テ ッ ク 従 業 員 持 株 会	34,040	1.92

（注） 1. 当社は自己株式を224,648株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を四捨五入しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、普通株式1株につき4株の割合をもって、2024年4月1日付で株式分割を行いました。これにより発行可能株式総数は5,040,000株増加して6,720,000株に、発行済株式の総数は1,500,000株増加して2,000,000株（自己株式を含む）となっております。

(2) 新株予約権等の状況

記載すべき事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	岡 崎 太 一	
取締役会長	岡 崎 勇	㈱東阪神 代表取締役社長
常務取締役 常務執行役員	佐 藤 雄 考	財務本部長兼子会社担当
常務取締役 常務執行役員	市 川 忠	営業本部長兼関東営業部長
取締役	坂 野 宣 弘	公認会計士、税理士 坂野公認会計士事務所 代表
常勤監査役	山 下 俊 弘	
監査役	藤 井 基	弁護士 T M I 総合法律事務所 パートナー
監査役	筒 井 英 之	公認会計士、税理士 筒井公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役坂野宣弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役藤井 基及び筒井英之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である坂野宣弘氏並びに社外監査役である藤井 基及び筒井英之の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役筒井英之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. ㈱東阪神は、2025年2月20日に愛知フェンス工業㈱から商号変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及びその相続人並びに退任役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、その保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与からなり、株主総会で決議された範囲内で、取締役会決議によって決定いたします。

ロ. 個人別の報酬等の額または算定方法

基本報酬については月額固定報酬とし、1994年10月25日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）と決議され、当該限度額内で経済情勢、会社の業績、役位、貢献度等を考慮の上、決定いたします。

ハ. 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または算定方法

業績連動報酬としての賞与については、各事業年度の売上や利益及び株主視点の観点から自己資本利益率や配当性向等社内目標の達成度、役位及び貢献度を総合的に勘案し、基本報酬と併せ上記ロ. の限度額内で決定いたします。なお、社外取締役についてはその職務に鑑み基本報酬のみといたします。

ニ．報酬等の割合に関する方針

基本報酬である固定報酬と業績連動報酬である賞与の支給割合は、年額の固定報酬100%に対し、賞与は社内目標の達成度、役位及び貢献度に応じて0%～30%の間で支給いたします。

ホ．報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬である固定報酬については、取締役の在任期間中に毎月現金で固定額を支払います。業績連動報酬である賞与については、各事業年度の社内目標の達成度、役位及び貢献度を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給いたします。

ヘ．報酬等の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長岡崎太一が取締役の個人別の固定報酬及び業績連動報酬の金額の決定をしております。これらの権限を委任した理由としては、当社の取締役の多くが業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役社長による評価に基づく決定方法が、取締役会での合議により決定されるものより適しているとの考えからであります。

監査役の報酬等については、常勤・非常勤の別、それぞれの監査役の職務等を考慮のうえ、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 （うち社外取締役）	85百万円 （3百万円）	85百万円 （3百万円）	－ （－）	5 （1）
監査役 （うち社外監査役）	8百万円 （4百万円）	8百万円 （4百万円）	－ （－）	3 （2）
合計 （うち社外役員）	93百万円 （7百万円）	93百万円 （7百万円）	－ （－）	8 （3）

（注） 1．当事業年度は業績連動報酬の支給はありません。

2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1994年10月25日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。

監査役の報酬限度額は、1994年10月25日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
社外取締役	坂 野 宣 弘	坂野公認会計士事務所 代表	特別の関係はありません。
社外監査役	藤 井 基	T M I 総合法律事務所 パートナー	特別の関係はありません。
社外監査役	筒 井 英 之	筒井公認会計士事務所 代表	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況等

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 される 役 割 に 関 して 行 った 職 務 の 概 要
社 外 取 締 役	坂 野 宣 弘	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行う等により、独立した客観的立場から経営陣の監督助言など適切な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	藤 井 基	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに、また監査役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行う等により、独立した客観的立場から経営陣の監督助言など適切な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	筒 井 英 之	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに、また監査役会10回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行う等により、独立した客観的立場から経営陣の監督助言など適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

東邦監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関しては、以下のとおり取締役会において決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、企業理念に基づいた

倫理規程を定め、取締役自らによる率先垂範と役員・従業員への周知徹底を図ることとする。

- ② 取締役会を通じ、取締役の職務執行の監視をより一層強化することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行、意思決定に係る情報を文書又は電磁的媒体により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程、文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保存・管理するものとする。
- ② 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理に関する事項については、社内にリスク管理委員会を設置し、緊急時に委員会を開催する。
- ② 最低年1回委員会を開催し、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員並びに拠点長をメンバーとする拠点長会議又は執行役員会を適宜開催し、予算、組織・人事、事業計画等全社的な意思決定事項について、慎重に協議した上で、必要であれば議案を取締役会に上程する。
- ② 取締役会は、原則毎月1回開催し、重要な項目についての意思決定を行う。
- ③ その意思決定に基づき、執行役員は具体的な業務遂行の打合せを行い、速やかに業務を展開する体制とする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員・従業員は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持し、さらに高めていくため、法令はもとより、社会人としての正しい姿勢・行動規範を遵守すべきであるということから、倫理規程を定め、それを役員・従業員に周知徹底させる。
- ② リスク管理委員会を最低年1回開催し、倫理規程の見直しその他、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための方策につい

て見直しや対応を検討する。

- ③ 倫理規程において「市民に脅威を与える反社会的勢力・団体からの不当な要求に応じたり、また自らもこれらの勢力・団体を利用しない。」と定め、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含む企業集団として業務の適正を確保するため、子会社担当役員を配置し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当面監査役の職務を補助すべき使用人を置かず、総務部・内部監査室は、監査役からの調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助するものとする。なお、当該使用人の任命、人事異動、考課等については、監査役と事前協議を行うものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定会議である取締役会に出席し、取締役・執行役員及び使用人から、意思決定の経緯や重要事項の報告を受けるものとする。
- ② 監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役・執行役員及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、取締役及び使用人から重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には総務部・経理部・内部監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制とする。
- ② 監査役会を年4回以上開催し、重要事項について協議する他、年2回以上監査役会と会計監査人との面談を持ち、特に財務上の問題につき協議し、監査がより実効的に行われることを確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会において決議いたしました当社及び企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

倫理規程及びリスク管理規程等コンプライアンスに関する社内規程を制定しており、役員及び従業員への周知徹底に努めております。

(2) 情報保存管理体制について

取締役会の議事録、稟議書、会計書類等の文書について、文書管理規程に基づき、適切な保存期間を設定の上、保存及び管理をしております。また、これらの文書については、全ての取締役及び監査役が必要に応じて、閲覧できるようにしております。

(3) リスク管理について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の施行に伴い、特定個人情報取扱規程を定めるとともに、入退室管理や監視カメラ等の安全管理措置を講じております。

(4) 子会社の経営管理について

子会社の経営管理について、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務執行について担当役員を通じ、当社の決裁を受ける体制を整えております。また、定期的に内部監査室による監査を行っております。

(5) 取締役の職務執行について

当社の取締役会は、5名の取締役（うち社外取締役1名）で構成され、3名の監査役（うち社外監査役2名）も出席しております。当事業年度において取締役会は8回開催され、月次決算や業務執行状況等の報告、重要事項の審議及び決議を行っております。

(6) 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や会計監査人から会計監査の報告を受け、監査の実効性を高めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,991,334	流 動 負 債	3,479,697
現 金 及 び 預 金	4,451,834	支払手形及び買掛金	989,224
受取手形及び売掛金	1,955,780	短 期 借 入 金	1,601,000
商 品 及 び 製 品	1,318,664	1年内返済予定の長期借入金	153,200
原 材 料	198,420	リ ー ス 債 務	348,742
そ の 他	70,621	未 払 法 人 税 等	39,959
貸 倒 引 当 金	△3,987	賞 与 引 当 金	112,814
固 定 資 産	4,430,884	そ の 他	234,756
有 形 固 定 資 産	3,708,450	固 定 負 債	1,717,447
建 物 及 び 構 築 物	576,317	長 期 借 入 金	672,800
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	9,944	リ ー ス 債 務	574,473
工 具 器 具 備 品	8,633	長 期 未 払 金	65,600
レ ン タ ル 資 産	328,433	再評価に係る繰延税金負債	97,804
土 地	1,808,462	退職給付に係る負債	304,970
リ ー ス 資 産	912,902	そ の 他	1,800
建 設 仮 勘 定	63,756	負 債 合 計	5,197,145
無 形 固 定 資 産	42,236	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	680,198	株 主 資 本	8,121,367
投 資 有 価 証 券	503,752	資 本 金	886,000
繰 延 税 金 資 産	61,619	資 本 剰 余 金	968,090
そ の 他	125,111	利 益 剰 余 金	6,622,701
貸 倒 引 当 金	△10,286	自 己 株 式	△355,424
資 産 合 計	12,422,219	その他の包括利益累計額	△896,293
		その他有価証券評価差額金	301,154
		土 地 再 評 価 差 額 金	△1,216,251
		退職給付に係る調整累計額	18,803
		純 資 産 合 計	7,225,074
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,422,219

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,312,082
売上原価	5,627,062
売上総利益	4,685,020
販売費及び一般管理費	4,330,187
営業利益	354,832
営業外収益	49,406
受取利息及び配当金	14,706
受取賃貸料	16,310
受取手数料	414
鉄屑売却益	9,410
その他	8,564
営業外費用	45,307
支払利息	37,913
その他	7,394
経常利益	358,930
特別利益	599
固定資産売却益	599
特別損失	26,205
投資有価証券評価損	26,205
税金等調整前当期純利益	333,325
法人税、住民税及び事業税	108,173
法人税等調整額	△4,830
当期純利益	229,982
親会社株主に帰属する当期純利益	229,982

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	886,000	968,090	6,584,952	△316,083	8,122,959
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△152,536		△152,536
親会社株主に帰属 する当期純利益			229,982		229,982
自己株式の取得				△39,340	△39,340
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）			△39,696		△39,696
当 期 変 動 額 合 計	—	—	37,749	△39,340	△1,591
当 期 末 残 高	886,000	968,090	6,622,701	△355,424	8,121,367

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差 額 金	退 職 給 付 に係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	239,093	△1,253,154	20,433	△993,628	7,129,330
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△152,536
親会社株主に帰属 する当期純利益					229,982
自己株式の取得					△39,340
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	62,061	36,903	△1,630	97,334	57,638
当 期 変 動 額 合 計	62,061	36,903	△1,630	97,334	95,743
当 期 末 残 高	301,154	△1,216,251	18,803	△896,293	7,225,074

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 株式会社東阪神

(注)株式会社東阪神は、愛知フェンス工業株式会社から商号変更しております。

② 非連結子会社の状況

該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当する会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当する会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品及び製品・原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、標識・標示板、安全機材、保安警告サイン、安全防災用品及びその他工事用品等の工事用保安用品を販売、レンタルをしております。

商品の販売につきましては、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、国内の販売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

レンタルにつきましてはリース取引に関する会計基準に基づいており、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,423,064千円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 担保に供している資産
- | | |
|-------|-------------|
| 建物 | 276,355千円 |
| 土地 | 664,666千円 |
| 担保付債務 | |
| 短期借入金 | 1,306,000千円 |
| 長期借入金 | 826,000千円 |
- (1年内返済予定額を含む)
- (3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- ① 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69条）第16条に規定する地価税の課税価額の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。
- ② 再評価実施日 2002年3月31日
- ③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	500,000株	1,500,000株	一株	2,000,000株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,500,000株は、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	51,362株	173,286株	一株	224,648株

(注) 普通株式の自己株式数の増加173,286株は、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったことによる増加154,086株、取締役会決議による自己株式の取得による増加19,200株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	152,536千円	340円	2024年3月31日	2024年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	150,904千円	利益剰余金	85円	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金及び有価証券等の安全性の高い金融商品に限定しており、売買益を目的にするような投機的な取引は行わない方針であります。複合金融商品についても、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

また、資金調達については、設備計画や予算計画を勘案し必要な資金を銀行借入及びリース契約により調達し、借入金に係る金利変動リスクを軽減する目的に、金利スワップ取引を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、与信限度額の設定、回収条件の不履行のモニタリングなどの与信管理を行っております。

投資有価証券については、その他有価証券であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、適正な対応をするようにしております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資や在庫資金としての資金調達であります。このうち一部の借入金については、金利変動リスクに晒されておりますが、長期借入金のほとんどが固定金利であり、また、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしているため、変動リスクは軽微であります。

デリバティブ取引は、金利スワップを利用しております。

金利スワップ取引は、市場金利の変動から生じる市場リスクを有しておりますが、信用

度の高い銀行であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

これらのリスク管理として、経理部において取引の実行、取引の内容確認、リスク管理がなされており、担当役員まで報告されております。

また、一定額以上の取引については取締役会に報告されております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該金額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約金額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	503,752	503,752	—
資産計	503,752	503,752	—
(1) リース債務 (流動負債)	348,742	355,966	7,223
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	826,000	824,009	△1,990
(3) リース債務 (固定負債)	574,473	559,271	△15,201
負債計	1,749,215	1,739,247	△9,968
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	503,752	-	-	503,752

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（流動負債）	-	355,966	-	355,966
長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	824,009	-	824,009
リース債務（固定負債）	-	559,271	-	559,271

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

リース債務（流動負債、固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
顧客との契約から生じた収益 (品目別)	
標識・標示板	1,400,256
安全機材	614,928
保安警告サイン	649,470
安全防災用品	797,868
その他	1,129,738
小計	4,592,263
その他の源泉から生じた収益	5,719,819
合計	10,312,082

(注) その他の源泉から生じた収益は、リース取引に関する会計基準に基づくレンタル売上であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素が含まれておりません。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,069円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 129円39銭

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

7. 重要な後発事項に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,397,054	流 動 負 債	3,159,082
現 金 及 び 預 金	4,299,316	支 払 手 形	626,057
受 取 手 形	482,837	買 掛 金	357,193
売 掛 金	1,472,943	短 期 借 入 金	1,459,200
商 品	1,080,316	リ ー ス 債 務	348,742
前 払 費 用	64,491	未 払 金	8,048
そ の 他	1,136	未 払 費 用	163,534
貸 倒 引 当 金	△3,987	未 払 法 人 税 等	31,395
固 定 資 産	4,414,891	賞 与 引 当 金	108,024
有 形 固 定 資 産	3,699,744	そ の 他	56,886
建 物	549,198	固 定 負 債	1,744,600
構 築 物	26,787	長 期 借 入 金	672,800
機 械 及 び 装 置	595	リ ー ス 債 務	574,473
車 両 運 搬 具	1,487	長 期 未 払 金	65,600
工 具 器 具 備 品	8,121	再評価に係る繰延税金負債	97,804
レ ン タ ル 資 産	328,433	退 職 給 付 引 当 金	332,123
土 地	1,808,462	そ の 他	1,800
リ ー ス 資 産	912,902	負 債 合 計	4,903,682
建 設 仮 勘 定	63,756	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	42,054	株 主 資 本	7,823,360
電 話 加 入 権	7,938	資 本 金	886,000
ソ フ ト ウ ェ ア	34,116	資 本 剰 余 金	968,090
投資その他の資産	673,091	資 本 準 備 金	968,090
投 資 有 価 証 券	503,752	利 益 剰 余 金	6,324,694
関 係 会 社 株 式	11,300	利 益 準 備 金	56,023
会 員 権	3,750	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,268,670
保 険 積 立 金	10,882	別 途 積 立 金	6,082,000
敷 金 及 び 保 証 金	89,645	繰 越 利 益 剰 余 金	186,670
繰 延 税 金 資 産	53,740	自 己 株 式	△355,424
そ の 他	10,306	評価・換算差額等	△915,096
貸 倒 引 当 金	△10,286	その他有価証券評価差額金	301,154
資 産 合 計	11,811,946	土 地 再 評 価 差 額 金	△1,216,251
		純 資 産 合 計	6,908,263
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,811,946

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,305,350
売上原価	5,711,480
売上総利益	4,593,870
販売費及び一般管理費	4,269,969
営業利益	323,901
営業外収益	61,963
受取利息及び配当金	14,649
受取賃貸料	22,310
受取手数料	12,414
鉄屑売却益	7,799
その他	4,789
営業外費用	49,416
支払利息	35,146
賃貸費用	8,461
その他	5,808
経常利益	336,447
特別利益	599
固定資産売却益	599
特別損失	26,205
投資有価証券評価損	26,205
税引前当期純利益	310,842
法人税、住民税及び事業税	97,593
法人税等調整額	△22
当期純利益	213,270

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	886,000	968,090	968,090	56,023	5,897,000	350,633	6,303,657	△316,083	7,841,663
当 期 変 動 額									
別途積立金の積立					185,000	△185,000	－		－
剰 余 金 の 配 当						△152,536	△152,536		△152,536
当 期 純 利 益						213,270	213,270		213,270
自己株式の取得								△39,340	△39,340
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						△39,696	△39,696		△39,696
当期変動額合計	－	－	－	－	185,000	△163,962	21,037	△39,340	△18,303
当 期 末 残 高	886,000	968,090	968,090	56,023	6,082,000	186,670	6,324,694	△355,424	7,823,360

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	239,093	△1,253,154	△1,014,061	6,827,601
当 期 変 動 額				
別途積立金の積立				－
剰 余 金 の 配 当				△152,536
当 期 純 利 益				213,270
自己株式の取得				△39,340
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	62,061	36,903	98,964	59,268
当期変動額合計	62,061	36,903	98,964	80,661
当 期 末 残 高	301,154	△1,216,251	△915,096	6,908,263

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式
- ・その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

移動平均法による原価法を採用しております。

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、標識・標識板、安全機材、保安警告サイン、安全防災用品及びその他工事用品等の工事用保安用品を販売、レンタルをしております。

商品の販売につきましては、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、国内の販売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

レンタルにつきましてはリース取引に関する会計基準に基づいており、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記事項

- | | |
|--|--|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,362,623千円 |
| なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 | |
| (2) 担保に供している資産 | |
| 建物 | 276,355千円 |
| 土地 | 664,666千円 |
| 担保付債務 | |
| 短期借入金 | 1,306,000千円 |
| 長期借入金 | 826,000千円 |
| (1年内返済予定額を含む) | |
| (3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 | |
| ① 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69条)第16条に規定する地価税の課税価額の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。 |
| ② 再評価実施日 | 2002年3月31日 |
| ③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | 当事業年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 463千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 57,421千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高	1,027,499千円
営業取引以外の取引高	45,570千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数

224,648株

(注)当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,365千円
賞与引当金分社会保険料	4,783千円
賞与引当金	33,076千円
棚卸資産評価損	20,368千円
貸倒引当金	3,066千円
退職給付引当金	104,685千円
長期未払金	20,677千円
投資有価証券評価損	23,187千円
会員権評価損	7,710千円
資産除去債務	12,207千円
減損損失	8,204千円
その他	2,280千円
繰延税金資産小計	245,614千円
評価性引当額	△87,118千円
繰延税金資産合計	158,496千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	104,755千円
繰延税金負債合計	104,755千円
繰延税金資産の純額	53,740千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末金額(千円)
子会社	㈱東阪神	東京都文京区	10,000	土木工事 用保安品の卸販売	(所有) 直接 100%	商品の供給等 役員の兼任	商品仕入取引	1,027,499	買掛金	56,651
							受取手数料	12,000	未払費用	770
							貸貸料	6,000	前受収益	550
							賃借料	24,345	—	—

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針については、市場実勢を勘案して、価格交渉の上決定しております。

2. ㈱東阪神は、2025年2月20日に愛知フェンス工業㈱から商号変更しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,891円21銭

(2) 1株当たり当期純利益 119円99銭

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「5. 収益認識に関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

セフテック株式会社

取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	石 井 克 昌
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	藤 寄 研 多
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セフテック株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セフテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

セフテック株式会社
取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	石 井 克 昌
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	藤 寄 研 多
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セフテック株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 5月26日

セフテック株式会社 監査役会

常勤監査役 山下 俊 弘 印

社外監査役 藤 井 基 印

社外監査役 筒 井 英 之 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主尊重を第一義と考え、今後の業績の伸展状況、配当性向を考慮しつつ、安定的な配当の維持及び適正な利益還元を行っていくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績と上記方針を踏まえて、1株につき85円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金85円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は150,904,920円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備え経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	35,000,000円
-------	-------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	35,000,000円
---------	-------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。 1. ～ 9. （条文省略） （新 設） <u>10. ～19.</u> （条文省略）	（目的） 第2条 （現行どおり） 1. ～ 9. （現行どおり） <u>10. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> <u>（仮想移動体通信事業を含む）</u> <u>11. ～20.</u> （現行どおり）

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	おか ざき た い ち 岡 崎 太 一 (1983年11月14日生) 【重任】	2014年4月 当社入社 2015年9月 当社総務兼特命プロジェクト担当 2016年6月 当社取締役兼執行役員経営企画室長 2019年6月 当社代表取締役社長兼執行役員社長 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 岡崎太一氏は、入社後管理部門や営業部門、経営企画部門を経験し、今後の事業展開において、当社の次の成長を見据えた経営戦略を遂行する能力を有するものと期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	おか ざき い さ む 岡 崎 勇 (1942年2月21日生) 【重任】	1963年12月 当社入社 1966年6月 当社取締役 1971年6月 当社代表取締役社長 1998年6月 愛知フエンス工業㈱（現 ㈱東阪神）代 表取締役社長（現任） 1999年6月 当社取締役会長 2000年6月 当社代表取締役社長 2006年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 2019年6月 当社取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) ㈱東阪神 代表取締役社長	193,760株
【取締役候補者とした理由】 岡崎 勇氏は、長年にわたり代表取締役社長として強いリーダーシップで当社を牽引し、当社の企業価値向上に貢献しております。また、経営者としての豊富な経験と実績を有しておりますので、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

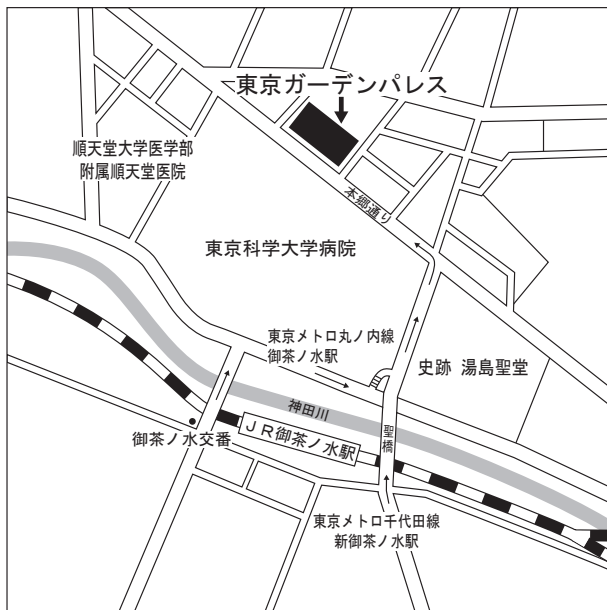
候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
3	さ とう ゆう こう 佐 藤 雄 考 (1962年10月11日生) 【重任】	1994年6月 当社入社 2006年8月 当社執行役員経理部長兼子会社担当 2009年6月 当社取締役兼執行役員経理部長兼子会社 担当 2015年6月 当社常務取締役兼常務執行役員経理部長 兼子会社担当 2015年8月 当社常務取締役兼常務執行役員財務本部 長兼子会社担当（現任）	800株
【取締役候補者とした理由】 佐藤雄考氏は、入社以来経理部門に携わり、経理及び会計に関する専門的知識及び経験を有しており、グループ全体の財務基盤を構築するなど収益性の改善に貢献しておりますので、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
4	さか の のぶ ひろ 坂 野 宣 弘 (1957年3月6日生) 【重任・社外・独立】	1990年3月 公認会計士登録 1993年1月 坂野公認会計士事務所開設（現任） 1993年4月 税理士登録 2006年11月 当社仮監査役 2007年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 坂野公認会計士事務所 代表	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 坂野宣弘氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、当社の社外取締役在任期間において公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する専門的知識・経験等に基づき、独立した立場から意見を述べられ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容にも精通されており、今後も適切かつ有効な助言及び指導をしていただけるものと判断し、引き続き同氏の選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 2019年6月27日より役付執行役員の名称を一部変更しております。
2. ㈱東阪神は、2025年2月20日に愛知フェンス工業㈱から商号変更しております。
3. 岡崎 勇氏は、当社の重要な子会社である㈱東阪神の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に商品仕入れ等の取引関係があります。他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 坂野宣弘氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 坂野宣弘氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本總會終結の時をもって10年となります。なお、同氏は社外取締役就任以前は当社の社外監査役であり、その在任期間は8年であります。
6. 当社は坂野宣弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。
- なお、その保険料は全額当社が負担しております。
- 各取締役候補者が本總會で選任され、就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス3階「平安」
電話 03 (3813) 6211



最寄駅

東京メトロ 丸ノ内線御茶ノ水駅より徒歩5分

東京メトロ 千代田線新御茶ノ水駅より徒歩5分

J R 中央線・総武線御茶ノ水駅より徒歩5分